

## <一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

### ウェルシティ市民プラザ清掃業務委託(長期継続契約)(一般委託)仕様書

ウェルシティ市民プラザ清掃業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	庁舎の美観を保ち、衛生的で良好な状態を維持することを目的とする。
2	履行期間	令和2年7月1日から令和5年6月30日
3	施行場所	横須賀市西逸見町1丁目38番地11 ウェルシティ市民プラザ
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	健康部健康総務課 堀田 電話:046-824-7561

### <指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</li><li>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</li></ul>
----------------------------------	---

## 委託代金額内訳書

### 1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和2年度	円	令和2年 7月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和3年 3月 31日まで

### 2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
日常清掃	月	9	円	円
定期清掃 (地下2階～5階)	回	4	円	円
定期清掃 (東階段)	回	1	円	円
定期清掃 (6階)	回	9	円	円
定期清掃 (繊維床)	回	3	円	円
窓ガラス清掃	回	3	円	円
FCUフィルター清掃 (235枚)	回	7	円	円
パッケージエアコンフィルター清掃 (23台)	回	7	円	円
天井レンジフード清掃 (7カ所)	回	3	円	円
6階小型給排気口清掃 (57カ所)	回	4	円	円
1階～5階小型給排気口清掃 (490カ所)	回	1	円	円
照明器具清掃 (3,399基)	回	1	円	円
合計金額	/	/	円	円

### 3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和3年度	円	令和3年 4月 1日から 令和4年 3月 31日まで
令和4年度	円	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月 31日まで
令和5年度	円	令和5年 4月 1日から 令和5年 6月 30日まで

## 長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

### （契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

### （委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。  
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。  
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

### （次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

### （契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
  - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
  - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
  - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

### （その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

## ウェルシティ市民プラザ清掃業務委託仕様書（別紙）

業務委託契約書のウェルシティ市民プラザ清掃業務は、契約書によるもののほか本仕様書及び各種特記事項に基づき実施するものとする。

この仕様書は作業の大要を示すものであり、委託者（以下、「甲」という。）が庁舎管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については、本書に定められていない事項についても受託者（以下、「乙」という。）が契約金額の範囲内において実施するものとする。

### 1 清掃場所及び清掃方法

（１）清掃場所は、横須賀市西逸見町 1 丁目 38 番地 11 ウェルシティ市民プラザとする。それぞれの清掃面積は次のとおりである。

		面積 (㎡)	備考
日常清掃	硬質床	8,942.55	詳細は清掃場所及び仕様区分表のとおり
	弾性床	4,927.35	
	繊維床	2,535.93	
	畳	29.70	
追加清掃		11,247.78	
定期清掃	硬質床	933.65	
	弾性床	5,174.87	
	繊維床	3,735.18	
窓ガラス清掃		2,207.88	
FCUフィルター清掃		235枚	
パッケージエアコンフィルター清掃		23台	
天井レンジフード清掃		7カ所	
小型給排気口清掃（6階）		57カ所	
小型給排気口清掃（1～5階）		490カ所	
照明器具清掃		3,399基	

※ 以上の各面積は実際の面積を正確に表すものではなく、また事務所移転や庁舎改築により変動することがある。

（２）清掃方法は、別紙 1、2、3 及び特記事項に記載のとおりとする。

## 2 清掃作業員

- (1) 乙は清掃作業に精通した者1名を現場代理人として定め、「現場代理人及び主任技術者等届」に経歴書を添えて、甲が別途指定する日までに提出しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。また、現場代理人が行使できる権限については、業務委託契約約款（一般委託）第9条第2項の規定に準じる。
- (2) 清掃作業員は、乙の被使用者であることが確認できる作業服等を着用するものとする。また、作業服等は清潔を保ち、臭気等を発しないようにしなければならない。
- (3) 清掃作業員は、甲の指定した場所を控室として使用することとし、他の場所を使用してはならない。管理については、甲の指示に従い乙が維持管理に留意する。
- (4) 清掃作業員は、常に態度の厳正を保持し、来庁者等に対して誠実に接しなければならない。
- (5) 清掃作業員として不適当と認められる者がある時は、甲は乙にその理由を明示し、当該作業員の交代を求めることができる。

## 3 清掃時間及び業務実施回数

### (1) 日常清掃

ア 作業時間は原則として午前6時から午後10時までとする。ただし、基本的に1日の最初の清掃作業は、別添のウェルシティ市民プラザ各施設開館時間、休館日等予定表に示す各施設の開館時間の1時間前までに実施すること。このため、午前6時から午前8時まで作業員を5名以上配置すること。

イ 土曜日・日曜日・祝日については、3階（中央階段を除く）及び4階のうち母子保健室・健診センターの日常清掃は行わないものとする。ただし、乙が必要と認め甲の許可を得た場合はこの限りではない。

ウ 年末年始（12月29日から1月3日まで）については、日常清掃を行わないものとする。ただし、乙が必要と認め甲の許可を得た場合はこの限りではない。

エ 清掃箇所は別添の日常清掃報告書のとおりとする。

オ 日常清掃実施後、乙が定めた作業責任者は、別紙1に示す追加清掃該当箇所について、甲が別途指示する回数の巡回を実施し、美観を保つこと。

カ 作業終了後、作業責任者は甲が定めた監督員に報告し確認を受けること。

(2) 定期清掃

ア 作業の回数及び時期は次のとおりとする。

- ・ 地下2階から5階（東階段、繊維床、6階を除く）…年6回（4月、6月、7月、10月、12月、1月）
- ・ 東階段…年1回（2月）
- ・ 6階（フロア全域）…年12回 ※令和3年度は3月のみ
- ・ 繊維床（2階から5階）…年4回（5月、8月、11月、2月）

なお、作業は午後10時から午前5時までの間に実施するものとし、実施日程については甲と打ち合わせのうえ決定する。ただし、6階の作業については金曜日以外で実施すること。

イ 定期清掃箇所については、甲の指示により随時ワックスの剥離清掃を実施すること。

(3) 窓ガラス清掃

作業は年4回実施するものとする。実施時期は甲の指示による。

※令和3年度の6階部分は3月のみ

(4) F C Uフィルター清掃（235枚）

作業は年8回、午後10時から午前5時までの間に実施するものとする。ただし、4階健診センターロビーと6階男女更衣室は毎月（年12回）実施すること。実施時期は甲の指示による。

※令和3年度の6階部分（235枚中23枚）は3月のみ

(5) パッケージエアコンフィルター清掃（23台）

作業は年8回、午後10時から午前5時までの間に実施するものとする。実施時期は甲の指示による。

(6) 天井レンジフード（7カ所）

作業は年4回、午後10時から午前5時までの間に実施するものとする。実施時期は甲の指示による。

(7) 小型給排気口清掃

ア 作業の回数

- ・ 6階（57カ所）…年6回 ※令和3年度は3月のみ
- ・ 1階から5階（490カ所）…年2回

イ 作業は午後10時から午前5時までの間に実施するものとする。実施時期は甲の指示による。

(8) 照明器具清掃 (3,399基)

作業は年1回実施するものとする。実施時期は甲の指示による。

清掃実施月一覧表

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常清掃	9回(毎月)	12回(毎月)	12回(毎月)	3回(毎月)
定期清掃(地下2階から5階)	4回(7.10.12.1月)	6回(4.6.7.10.12.1月)	6回(4.6.7.10.12.1月)	2回(4.6月)
定期清掃(東階段)	1回(2月)	1回(2月)	1回(2月)	0回
定期清掃(6階)	9回(毎月)	1回(3月)	12回(毎月)	3回(毎月)
定期清掃(繊維床)	3回(8.11.2月)	4回(5.8.11.2月)	4回(5.8.11.2月)	1回(5月)
窓ガラス清掃	3回(9.12.3月)	4回(6.9.12.3月)※	4回(6.9.12.3月)	1回(6月)
F C U フィルター清掃	7回(7.9.10.12.1.2.3月)	8回(6.7.9.10.12.1.2.3月)※	8回(6.7.9.10.12.1.2.3月)	1回(6月)
パッケージエアコンフィルター清掃	7回(7.9.10.12.1.2.3月)	8回(6.7.9.10.12.1.2.3月)	8回(6.7.9.10.12.1.2.3月)	1回(6月)
天井レンジフード清掃	3回(7.10.11月)	4回(5.7.10.11月)	4回(5.7.10.11月)	1回(5月)
小型給排気口清掃(6階)	4回(8.10.12.2月)	1回(3月)	6回(4.6.8.10.12.2月)	2回(4.6月)
小型給排気口清掃(1階から5階)	1回(11月)	2回(5.11月)	2回(5.11月)	1回(5月)
照明器具清掃	1回(12月)	1回(12月)	1回(12月)	0回

※6階部分は3月のみ

4 一般事項

(1) 清掃業務の範囲

- ① 家具、什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は、特記がない限り別途協議する。
- ② 次にかかげる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。



ア ロッカー、家具等があり清掃不可能な部分

イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

(2) 臨時及び緊急の措置

臨時及び緊急に清掃が必要となった時は、監督員と作業責任者が協議を行い決定する。ただし、軽微な清掃については、監督員の指示に従うものとする。

(3) 資機材等の保管

資機材は、甲より指示された場所に、整理し保管する。

(4) 鍵の使用

部屋等の「鍵」を使用するときは、甲の承認を得て使用し、作業責任者が責任をもって保管し、使用後は直ちに返却する。

(5) 秘密の保持

乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 設備等の使用

乙は、甲が業務遂行上必要と認める設備等について、甲の承認を得て使用することができる。

(7) 時間外作業

乙は、甲の承認を得て時間外に作業することができる。

(8) 作業責任者の配置

乙は、日常清掃、定期清掃、追加清掃を行う際は、作業責任者を必ず1名配置する。

(9) 無線機の貸出

作業責任者は、清掃時間中は甲が貸し出す無線機を携行し、いつでも連絡が取れる体制とすること。なお、乙の故意もしくは過失により甲が貸し出した無線機が故障した場合は、乙の負担にて修理を行う。

5 清掃作業報告書

清掃作業終了時は、別添日常清掃作業報告書又は定期清掃作業報告書により報告するものとする。また、剥離清掃、定期清掃及び第3項(3)～(8)の各清掃について、作業報告書に作業前後の写真を添付すること。

6 清掃機械器具、諸材料等

作業に使用する機械器具、諸材料等は、清掃場所に応じた適正良質かつ清

潔なものを用いることとする。なお、作業に使用する機械器具諸材料等一切は乙の負担とし、電力、水道及びガス使用料金は甲の負担とするものとする。

## 7 作業中の危険及び物品等の損傷防止

- (1) 作業中は、事故及び建物備品等の損傷防止等に注意しなければならない。
- (2) 高所、通路上における作業の場合は、執務に支障をきたさないようにするとともに、作業員、来庁者及び職員の安全を確保するための措置を講ずるものとし、それに要する費用は、乙の負担とする。
- (3) 作業のため机その他の物品を移動するに当たっては、損傷しないように取り扱い、作業終了後原状に復する。また、不要な移動はしてはならない。
- (4) 各室、廊下、玄関等の床面その他設備品及び書類の破損、汚損等があった場合は、乙は直ちに甲に報告し、甲の指示に従い速やかに復旧する。
- (5) 作業上の事故については、甲に重大なる過失があったときを除いて、甲はその責めを負わない。

## 8 用語

- (1) 日常清掃  
日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務
- (2) 定期清掃  
月単位、年単位の長い周期で定期的に行う清掃業務
- (3) 追加清掃  
日1回の日常清掃後に行う2回目以降の補足的な清掃業務
- (4) 床の分類  
弾性床…ビニール床タイル・シート、ゴム床タイル、板張り等  
硬質床…陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等  
繊維床…カーペット、じゅうたん、たたみ（日常清掃のみ）等

9 甲は地球環境保護を目的として独自の環境マネジメントシステム（Y E S）を構築している。本業務委託においてもY E Sの趣旨に則り、作業現場において環境に配慮した次の取組みを実施されたい。

- (1) 電気使用量の抑制
- (2) 水道使用量の抑制

- (3) 現場内発生ごみの分別管理及び処分
- (4) 廃棄物の管理及び処分
- (5) 化学物質の管理及び漏洩防止
- (6) 作業機械による騒音及び振動の抑制

10 乙は、清掃作業にあたっては、訓練された専門の技術者を派遣しなければならない。

11 乙は、清掃作業に従事する作業員の名簿を提出し、甲の承認を得なければならない。作業員の交代があった場合も同様とする。

12 その他、本仕様書に記載のない事項については、甲乙協議して決めるものとする。

1 床の日常清掃

清掃場所	区 分	項 目	作 業 内 容
玄関ホール（1、2階ホール・風除室等）	弾性床 ・ 硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
廊下及びエレベーターホール	弾性床 ・ 硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
便所及び洗面所	弾性床 ・ 硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
給湯室	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
エレベーター	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
階段（中央）	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。

清掃場所	区分	項目	作業内容
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
会議室等（事務室、研修室、相談室、市民ホール、サーバー室、4階健診センター各室、貸館室、5階予備室、6階健康増進センター各室等） （2階から6各室）	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	繊維床	除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。
ゴミ集積場	硬質床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
駐車場、駐輪場、階段（西、N）	硬質床	拾い掃き	自在箒で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。

※2階サーバー室は、毎月第1・3月曜日のみ清掃を行うこととする。

## 2 床以外の日常清掃

清掃場所	項目	作業内容
玄関ホール（1、2階ホール・風除室等）	フロアマット除塵	真空掃除機で吸塵する。
	扉ガラス部分拭き	汚れが目立つ部分をタオルで水拭き又は乾拭きする。 ※窓ガラス清掃以外の時でも、著しく埃等の汚れが目立つ場合には、自動ドアについてもタオル等で水拭き又は乾拭きする。

清掃場所	項目	作業内容
	什器備品除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	金属部分除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
廊下及びエレベーターホール	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
便所及び洗面所	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	扉・へだて部分拭き	汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
	洗面台拭き	スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し、拭きあげる。
	鏡拭き	乾拭きして仕上げる。
	衛生陶器洗浄	専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同時に金属類も拭きあげる。 また、便器に関しては尿石も確実に除去できる洗剤を使用する。
	衛生消耗品補充	トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
	汚物処理	内容物を処理し、容器を洗浄する。
	洗面台排水口洗剤投入	洗面台詰まり防止のため、排水口洗剤を定期的に流し込む。
給湯室	流し台洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
	厨茶処理	厨茶を処理し、厨茶容器を中性洗剤で洗浄する。

清掃場所	項目	作業内容
エレベーター	部分拭き（鏡・壁・扉操作盤）	汚れた部分を水又は中性洗剤を用いて拭く。
	壁、天井除塵	静電気除塵具等で埃を取る。
	フロアマット除塵	真空掃除機で吸塵し、汚れがひどい時は外して水洗いする。
階段	手すり拭き	タオルで水拭きする。
会議室等（事務室、研修室、相談室、市民ホール、サーバー室、4階健診センター各室、貸館室、5階予備室、6階健康増進センター各室等） （2階から6階各室）	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	部分拭き	汚れが目立つ部分をタオルで水拭きする。
	什器備品等除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。

※2階サーバー室は、毎月第1・3月曜日のみ清掃を行うこととする。

### 3 追加清掃

清掃場所	項目	作業内容
玄関ホール（1、2階ホール・風除室等）	床部分水拭き（弾性床及び硬質床）	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
廊下及びエレベーターホール	床部分水拭き（弾性床及び硬質床）	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
便所及び洗面所	床部分水拭き（弾性床及び硬質床）	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	洗面台拭き	汚れや水滴などが付着した部分を拭く。

清掃場所	項目	作業内容
	鏡拭き	汚れた部分を拭く。
	衛生陶器洗浄	汚れた部分を洗浄し拭く。
給湯室	床部分水拭き （弾性床及び硬質床）	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
6階更衣室及び障害者用便所	床部分水拭き（弾性床及び硬質床）	スノコを上げ、スノコと床の汚れなどが付着した部分をモップで拭く。
駐車場、駐輪場	拾い掃き（硬質床）	自在箒で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	部分吹き（カーブミラー・看板）	汚れが目立つ部分をタオルで水拭きする。

#### 4 建物外部の日常清掃

清掃場所	項目	作業内容
建物外部	除塵	自在箒で塵芥を集める。
	除草	建物外部の除塵作業中に、排水口等で目立つ雑草を除草する。

#### 5 ごみ処理方法

- （1）給湯室等に設置してあるごみ回収容器内の廃棄物を1日1回以上収集し、甲が指定した方法で集積保管する。分別されていないごみがある場合は、適切に分別する。
- （2）給湯室等に設置してあるごみ回収容器については、不衛生にならないよう定期的にポリ袋を交換し、容器を水洗い等する。
- （3）ごみ処理スペースは常に整理整頓し、美観、衛生面に特に注意すること。
- （4）ごみは指定場所に一時集積し、1階ごみ集積場へ搬出する。
- （5）ごみの分別、収集方法に変更があった場合のごみ処理方法については、



甲の指示に従うこと。

6 ポリッシャーによる床清掃

上記1に定める床の日常清掃に加え、甲の指示により床用ポリッシャーによる清掃を随時実施する。

7 衛生消耗品の支給

衛生消耗品の収集用ビニール、トイレットペーパー、水石鹼、排水口用洗剤は甲が支給する。

8 作業員の配置について

日常清掃作業における作業員は最低2名以上配置すること。なお、平日の午前6時から午前8時までの時間帯は、作業員を5名以上配置すること。

9 その他

上記以外については、別添特記事項に従い実施する。

乙は、定期清掃における不備を補い、毎日の汚れを増幅させないため、月に1回、清掃技能の熟練者を派遣して、庁舎内を巡回し、丹念に床面等の補修作業を実施する。

庁舎内外各箇所に突発的な汚れ等があった場合は、甲の指示によるほか、速やかに清掃を実施すること。

1 定期清掃を実施するにあたっては、いす等移動できる什器備品類を移動させて清掃する。清掃後は原状に復する。（PC等の精密機器の上に什器備品類をのせないこと。）

2 床の定期清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
玄関ホール（1、2階ホール・風除室等）	弾性床	表面洗浄	(1)自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 (2)適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 (3)洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 (4)吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 (5)床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 (6)樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 (7)樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合2回とする。
	硬質床	洗浄	(1)自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 (2)床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないよう塗布する。 (3)洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。

清掃場所	区 分	項 目	作 業 内 容
			<p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p>
廊下及びエレベーターホール	弾性床	表面洗淨	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗淨用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗淨用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合2回とする。</p>
	硬質床	洗淨	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗淨用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗淨用パッド又は洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。</p>

清掃場所	区 分	項 目	作 業 内 容
			<p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p>
便所及び洗面所	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合2回とする。</p>
	硬質床	洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</p>

清掃場所	区 分	項 目	作 業 内 容
			<p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p>
湯沸室	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合2回とする。</p>
階段	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイ</p>

清掃場所	区 分	項 目	作 業 内 容
			<p>ジーで汚水を除去する。</p> <p>(5)床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6)樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7)樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合2回とする。</p> <p>(8)洗浄時には幅木、けこみ、ノンスリップの清掃を行う。</p>
<p>会議室等（事務室、研修室、相談室、市民ホール、サーバー室、4階健診センター各室、貸館室、5階予備室、6階健康増進センター各室等） （2階から6階各室）</p>	<p>弾性床</p>	<p>表面洗浄</p>	<p>(1)自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2)適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3)洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4)吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>(5)床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6)樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7)樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合2回とする。</p>

清掃場所	区 分	項 目	作 業 内 容
	繊維床	洗浄	(1)真空掃除機等で丁寧に吸塵する。 (2)繊維床専用クリーナーにより、シャンプークリーニングをする。 (3)汚れの著しい箇所は、薬剤等を使用し、ハンドブラッシングにより処理する。 (4)シャンプー、クリーニング後は、水気を迅速に吸引除去する。

3 窓ガラス清掃

清掃場所	項目	作業内容
窓ガラス	洗浄	(1) ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイジーで汚水を切る。 (2) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 (3) ガラス回りのサッシュをタオルで清拭する。 (4) ブランコを使用する以外の安全処置を施せない場所については、ブランコを使用して清掃すること。（ブランコの安全確保のために機材については、乙が用意すること。）

4 FCUフィルター清掃

清掃場所	項目	作業内容
FCUフィルター	除塵	(1) 取り外して、真空掃除機で丁寧に吸塵する。 (2) 給排気口吹き出し口、ガラリをタオルで水拭き又は乾拭きする。 (3) ハイブリットファンが付いているFCUは清掃時に取り外し、清掃後取り付けること。

5 パッケージエアコンフィルター清掃

清掃場所	項目	作業内容
パッケージエアコンフィルター （地下1階熱源機械室コージェネレーションシステム前、	除塵	(1) 取り外して、真空掃除機で丁寧に吸塵する。 (2) 給排気口吹き出し口、ガラリをタオルで水拭き又は乾拭きする。



清掃場所	項目	作業内容
1階MDF室、2階サーバー室、6階マシンジム室、ラウンジ、フィットネススタジオ、リラクゼーションルーム)		

### 6 天井レンジフード清掃

清掃場所	項目	作業内容
第2栄養相談室 調理実習室	洗浄	(1)取り外して、中性洗剤もしくは、水洗いして汚れを除去する。 (2)乾燥後、取り付ける。

### 7 小型給排気口清掃

清掃場所	項目	作業内容
給排気口	洗浄	(1)取り外して、中性洗剤もしくは、水洗いして汚れを除去する。 (2)水拭き仕上げをする。

### 8 照明器具清掃

清掃場所	項目	作業内容
照明器具	洗浄	取り外して、中性洗剤もしくは、水洗いして汚れを除去し、取り付ける。

### 什器備品等の除塵

玄関ホール以外での什器備品等の除塵については、監督員の指示に従う。

### ごみ処理

ごみは、種類ごとに分別し収集する。運搬、処理については、監督員の指示に従う。

## 特記事項

- 1 日常清掃は午前6時から午後10時の間で行うこととする。  
基本的に、1日の最初の日常清掃は開館時間の1時間前までに行うこと。このため、午前6時から午前8時まで作業員を5名以上配置すること。  
午前8時までに作業ができない場合は、空いている時間に行うこと。  
ただし、6階のプールエリアは午前8時30分まで、シャワールーム、更衣室、トレーニングルーム等は午前9時までに行うこと。2階逸見青少年の家は午前8時30分までに行い、退出すること。  
また、当館内には午後5時以降も開館している健康増進センターや生涯学習センター貸館室があるため、午後9時30分までは最低2名以上の人員を配置すること。
- 2 硬質床及び弾性床の除塵については、必要に応じて真空掃除機または自動掃除機を併用すること。  
ただし、自動掃除機の使用については、利用者がいない時間帯のみとし、導入する際は甲の承認を受けること。
- 3 会議室等の弾性床のフローリングは、定期清掃の際は専用ワックスを塗布する。
- 4 自動販売機7カ所（B2階、B1階、2階、3階、4階、5階、6階）の設置場所周辺の清掃を行う。ただし、空き缶、ペットボトルの回収については、設置業者が回収する。
- 5 4階健診センターについては、健診の妨げにならないよう健診時間でない時を見計らって清掃を行うこと。
- 6 清掃人控室の什器備品については、委託業者の持ち込みとする。
- 7 6階プール更衣室については午前9時30分から午後9時30分までの間に、甲の指示した時間帯に5回以上を巡回する。
- 8 床の日常清掃のうち、6階サウナ室・シャワー室・ミストサウナについては、髪の毛の除去及び壁面（間仕切壁を含む）の汚れを拭き取ることを含む。
- 9 床以外の日常清掃のうち、6階男女サウナ室についてはベンチ、背もたれ等をぬれぞうきんで拭くことを含む。また、この清掃については、閉館時間の午後9時30分直前に行うこととする。
- 10 床以外の日常清掃のうち、6階更衣室については、朝最初の清掃を行うこと。（ロッカー（400個）の中及びロッカーの上の除塵を含む。）
- 11 床の定期清掃のうち、6階プール側（低層棟）の排水側溝及び更衣室通路（弾性床（滑り止め床）

については、高圧洗浄を行うこと。

- 12 床の定期清掃のうち6階プール室床清掃前にプール循環系（オーバーフロータンク系）の溝にある穴を専用栓（17個）で塞ぎ、オーバーフロータンクへ流れないように水止めしてから床を洗剤で洗った後、水洗いし洗剤が残らないようにする。

清掃後は、25mプール、アクアビクスプール、ジャグジープール周辺のプール循環系の溝にたまった汚水をバキューム等で除去し、水洗いし洗剤が残っていないか確認してから栓をとる。

プール循環系の溝に洗剤が残っていると各プールに泡が発生するので充分気をつけること。また、各プール周辺の排水溝の清掃を行うこと。

- 13 5階和室について、床の日常清掃では掃除機をかけ、ぬれぞうきんで畳を拭く。床以外の日常清掃は、テーブルをぬれぞうきんで拭くことを含む。

- 14 各階便所及び洗面所の日常清掃では、1階障害者用トイレ男女、2階トイレ男女・同障害者用トイレ男女、3階保健所トイレ男女、中央健康福祉センター男女・同障害者用トイレ男女、4階保健所健診センタートイレ男女、生涯学習センタートイレ男女・同障害者用トイレ（男女兼用1カ所）、5階生涯学習センタートイレ男女・同障害者用トイレ男女計23カ所設置のハンドドライヤーの清掃（水の除去等）を汚れに応じて行うこと。

- 15 雨の日には、1階入り口、2階入り口に設置された雨傘雫取機及び傘立ての下の受け皿にたまった水の除去清掃を行うこと。

- 16 床以外の日常清掃のうち、各階各室（生涯学習センター貸館室、3階保健所会議室、第1・第2研修室、第1～第5相談室及び2階会議室等）については、テーブルをぬれぞうきんで拭くことを含む。

- 17 通路等の硬質床の靴跡等は、日々気づいた段階でその都度汚れを落とすこと。

- 18 6階健康増進センターは令和3年4月1日から令和4年3月31日までプール特定天井改修工事のため休館とする。その期間は、6階健康増進センターの日常清掃は行わないものとするが、初年度と同じ内訳・単価で計上すること。また、その期間の定期清掃は、ウェルシティ市民プラザ清掃業務委託仕様書（別紙）のとおりとする。

# 清掃場所及び仕様区分表

ウェルシティ市民プラザ

日常清掃

\* 玄関ホールに準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
エントランスホール・風除室	硬質床	除塵及び部分水拭き	103.5	1階
エントランスホール・風除室	硬質床	除塵及び部分水拭き	193.05	2階
受付	硬質床	除塵及び部分水拭き	141	2階
エントランスホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	12.25	2階青少年の家
エントランスホール	弾性床	除塵	42	2階会議室

\* 廊下及びエレベーターホールに準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
EVホール	弾性床	除塵及び部分水拭き	32	B2、B1
EVホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	38	1階
EVホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	34	2階
通路	弾性床	除塵及び部分水拭き	22.65	4階健診センター
通路	硬質床	除塵及び部分水拭き	37	6階
通路	繊維床	除塵	36.75	6階
EVホール、ホール、ロビー	弾性床	除塵及び部分水拭き	568.45	3～6階
通路	弾性床	除塵及び部分水拭き	1024.68	3～5階

\* 便所及び洗面所に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
トイレ	弾性床	除塵及び全面水拭き	470.03	1階～6階
トイレ	硬質床	除塵及び全面水拭き	8	6階

\* 給湯室

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
給湯室	弾性床	除塵及び全面水拭き	33.23	3階～5階

\* 階段

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
中央階段(H階段)	弾性床	除塵及び部分水拭き	256	B2、B1、1階～6階
東階段(I階段)	弾性床	除塵及び部分水拭き	168.9	1階～6階

\* 会議室等に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
中央監視室	弾性床	除塵及び部分水拭き	35	1階
駐車場管理人室	弾性床	除塵及び部分水拭き	6	1階
サーバー室	弾性床	除塵及び部分水拭き	12	2階
更衣室	弾性床	除塵及び部分水拭き	156.75	2階～4階
観察室	弾性床	除塵及び部分水拭き	3	4階母子保健室
授乳室	弾性床	除塵及び部分水拭き	9	4階母子保健室
相談室	弾性床	除塵及び部分水拭き	9.45	3階
洗面室	弾性床	除塵及び部分水拭き	7.5	3階
作業室	弾性床	除塵及び部分水拭き	18	3階

\* 会議室等に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
洗濯室	弾性床	除塵及び部分水拭き	15	3階
歯科相談室	弾性床	除塵及び部分水拭き	44.2	4階 健診センター
第4診察室	弾性床	除塵及び部分水拭き	19.5	4階 健診センター
検査室(第1～第3)	弾性床	除塵及び部分水拭き	61.5	4階 健診センター
医薬材料保管室	弾性床	除塵及び部分水拭き	22.75	4階 健診センター
運動負荷試験室	弾性床	除塵及び部分水拭き	38	4階 健診センター
X線操作室	弾性床	除塵及び部分水拭き	99.84	4階 健診センター
X線室(第1～第3)	弾性床	除塵及び部分水拭き	47.25	4階 健診センター
採血室	弾性床	除塵及び部分水拭き	10	4階 健診センター
測定室	繊維床	除塵	13.75	4階 健診センター
第1栄養相談室	繊維床	除塵	37.8	5階
第2栄養相談室	弾性床	除塵及び部分水拭き	37.8	5階
調理実習室	弾性床	除塵及び部分水拭き	70.8	5階
美術工芸準備室	弾性床	除塵及び部分水拭き	7.84	5階
監視室	弾性床	除塵及び部分水拭き	9	6階
学習室	繊維床	除塵	658.35	2階、5階
会議室	繊維床	除塵	247.43	3階～4階
市民ホール	繊維床	除塵	275	2階
準備室	繊維床	除塵	24.5	2階
保健所長室	繊維床	除塵	25.6	3階 保健所
情報管理室	繊維床	除塵	22.4	3階 保健所
研修室(第1、第2)	繊維床	除塵	205	3階 保健所
第2研修室前室	繊維床	除塵	12.65	3階 保健所
教材室	繊維床	除塵	11.25	3階 保健所
相談室(第5、センター側)	繊維床	除塵	24.5	3階 保健所
相談室(第1～第4)	弾性床	除塵及び部分水拭き	50	3階 保健所
作業室	繊維床	除塵	33	3階
オリエンテーション室	繊維床	除塵	69	4階 健診センター
問診コーナー	繊維床	除塵	18	4階オリエンテーション室内
診察室(第1～第3)	繊維床	除塵	58.5	4階 健診センター
更衣室	繊維床	除塵	35.44	4階 健診センター、6階
印刷室	繊維床	除塵	32.4	4階
図書室	繊維床	除塵	195.96	5階生涯学習センター
ミーティングルーム	繊維床	除塵	52.74	5階生涯学習センター
音楽室(控室、前室含)	繊維床	除塵	82.98	5階生涯学習センター
遊戯室	弾性床	除塵及び部分水拭き	287.5	2階青少年の家
フリースペース、談話コーナー	弾性床	除塵及び部分水拭き	156.76	2階青少年の家
工作室	弾性床	除塵及び部分水拭き	48	2階青少年の家
体育室	弾性床	除塵及び部分水拭き	128	2階青少年の家
リハビリテーション・プレイ室	弾性床	除塵及び部分水拭き	73.5	3階
愛らんど	繊維床	除塵	52.05	3階
母子保健室	弾性床	除塵及び部分水拭き	160.64	4階
診察室	弾性床	除塵及び部分水拭き	43.75	4階母子保健室内
心理相談室	弾性床	除塵及び部分水拭き	12.8	4階母子保健室内
問診コーナー	弾性床	除塵及び部分水拭き	18	4階母子保健室内
託児室	弾性床	除塵及び部分水拭き	98.75	4階
大学習室ステージ	弾性床	除塵及び部分水拭き	45.02	5階
和室廊下	弾性床	除塵及び部分水拭き	11.88	5階
美術工芸室	弾性床	除塵及び部分水拭き	114.08	5階
トレーニングルーム	繊維床	除塵	310.88	6階
ラウンジ	弾性床	除塵及び部分水拭き	49	6階

\* 会議室等に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
更衣室(男・女)	弾性床(フ ローリング)	除塵及び部分水拭き	190	6階
更衣室通路(男・女)	弾性床(滑り 止め床)	除塵及び全面水拭き	29.5	6階
脱衣所(男・女)	弾性床	除塵及び全面水拭き	19.5	6階
和室	畳	除塵及び全面水拭き	29.7	5階

\* 浴室

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
シャワー室(男・女)	硬質床	除塵及び全面水拭き	70.25	1階、6階
シャワー室前室	弾性床	除塵及び全面水拭き	4	1階
洗浄室	硬質床	除塵及び全面水拭き	7	1階
サウナ室	硬質床	除塵及び全面水拭き	10.5	6階
ミストサウナ	硬質床	除塵及び全面水拭き	16.1	6階

\* エレベーター

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
エレベーター	弾性床	除塵及び部分水拭き	10.55	3基 (小2基、大1基)

\* その他

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
駐車場	硬質床	拾い掃き	7,715.75	B2、B1、1階
駐輪場	硬質床	拾い掃き	308.25	1階
西階段(J階段)	硬質床	拾い掃き	168.9	1階～6階
N階段	硬質床	拾い掃き	64	B2、B1
ゴミ集積場	硬質床	除塵及び全面水拭き	15	1階
ゴミ置場	弾性床	除塵及び部分水拭き	18	3～5階

区分	面積(m <sup>2</sup> )	備考
弾性床計	4,927.35	
繊維床計	2,535.93	
硬質床計	8,942.55	
畳計	29.70	

床清掃	16,435.53
追加清掃	11,247.78

定期清掃

\* 玄関ホールに準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
エントランスホール・風除室	硬質床	洗淨	103.5	1階
エントランスホール・風除室	硬質床	洗淨	193.05	2階
受付	硬質床	洗淨	141	2階
エントランスホール	硬質床	洗淨	12.25	2階青少年の家
エントランスホール	弾性床	洗淨	42	2階会議室

\* 廊下及びエレベーターホールに準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
EVホール	弾性床	表面洗淨	32	B2、B1
EVホール	硬質床	表面洗淨	38	1階
EVホール	硬質床	表面洗淨	34	2階
通路	弾性床	表面洗淨	22.65	4階健診センター
通路	硬質床	洗淨	37	6階
通路	繊維床	洗淨	36.75	6階
EVホール、ホール、ロビー	弾性床	表面洗淨	568.45	3～6階
通路	弾性床	表面洗淨	1,024.68	3～5階

\* 便所及び洗面所に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
トイレ	弾性床	表面洗淨	470.03	1階～6階
トイレ	硬質床	洗淨	8	6階

\* 給湯室

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
給湯室	弾性床	表面洗淨	33.23	3階～5階

\* 階段

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
中央階段(H階段)	弾性床	表面洗淨	256	B2、B1、1階～6階
東階段(I階段)	弾性床	表面洗淨	168.9	1階～6階

\* 会議室等に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
中央監視室	弾性床	表面洗淨	35	1階
駐車場管理人室	弾性床	表面洗淨	6	1階
サーバー室	弾性床	表面洗淨	12	2階
更衣室	弾性床	表面洗淨	156.75	2階～4階
観察室	弾性床	表面洗淨	3	4階母子保健室
授乳室	弾性床	表面洗淨	9	4階母子保健室
滅菌室	弾性床	表面洗淨	9.45	3階
洗面室	弾性床	表面洗淨	7.5	3階
作業室	弾性床	表面洗淨	18	3階
洗濯室	弾性床	表面洗淨	15	3階
歯科相談室	弾性床	表面洗淨	44.2	4階 健診センター
第4診察室	弾性床	表面洗淨	19.5	4階 健診センター

\* 会議室等に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
検査室(第1～第3)	弾性床	表面洗浄	61.5	4階 健診センター
医薬材料保管室	弾性床	表面洗浄	22.75	4階 健診センター
運動負荷試験室	弾性床	表面洗浄	38	4階 健診センター
X線操作室	弾性床	表面洗浄	99.84	4階 健診センター
X線室(第1～第3)	弾性床	表面洗浄	47.25	4階 健診センター
採血室	弾性床	表面洗浄	10	4階 健診センター
測定室	繊維床	洗浄	13.75	4階 健診センター
第1栄養相談室	繊維床	洗浄	37.8	5階
第2栄養相談室	弾性床	表面洗浄	37.8	5階
調理実習室	弾性床	表面洗浄	70.8	5階
美術工芸準備室	弾性床	表面洗浄	7.84	5階
監視室	弾性床	表面洗浄	9	6階
学習室	繊維床	洗浄	658.35	2階、5階
会議室	繊維床	洗浄	247.43	3階～4階
警備員控室	繊維床	洗浄	4.5	2階
市民ホール	繊維床	洗浄	275	2階
準備室	繊維床	洗浄	24.5	2階
保健所長室	繊維床	洗浄	25.6	3階 保健所
情報管理室	繊維床	洗浄	22.4	3階 保健所
研修室(第1、第2)	繊維床	洗浄	205	3階 保健所
第2研修室前室	繊維床	洗浄	12.65	3階 保健所
教材室	繊維床	洗浄	11.25	3階 保健所
相談室(第5、センター側)	繊維床	洗浄	24.5	3階 保健所
相談室(第1～第4)	弾性床	表面洗浄	50	3階 保健所
作業室	繊維床	除塵	33	3階
オリエンテーション室	繊維床	洗浄	69	4階 健診センター
問診コーナー	繊維床	洗浄	18	4階オリエンテーション室内
診察室(第1～第3)	繊維床	洗浄	58.5	4階 健診センター
更衣室	繊維床	洗浄	35.44	4階 健診センター、6階
印刷室	繊維床	洗浄	32.4	4階
図書室	繊維床	洗浄	195.96	5階生涯学習センター
ミーティングルーム	繊維床	洗浄	52.74	5階生涯学習センター
音楽室(控室、前室含)	繊維床	洗浄	82.98	5階生涯学習センター
トレーニングルーム	繊維床	洗浄	310.88	6階
遊戯室	弾性床	表面洗浄	287.5	2階 青少年の家
フリースペース、談話コーナー	弾性床	表面洗浄	156.76	2階 青少年の家
工作室	弾性床	表面洗浄	48	2階 青少年の家
体育室	弾性床	表面洗浄	128	2階 青少年の家
リハビリテーション・プレイ室	弾性床	表面洗浄	73.5	3階
愛らんど	繊維床	洗浄	52.05	3階
母子保健室	弾性床	表面洗浄	160.64	4階
診察室	弾性床	表面洗浄	43.75	4階 母子保健室内
心理相談室	弾性床	表面洗浄	12.8	4階 母子保健室内
問診コーナー	弾性床	表面洗浄	18	4階 母子保健室内
託児室	弾性床	表面洗浄	98.75	4階
大学習室ステージ	弾性床	表面洗浄	45.02	5階
和室廊下	弾性床	表面洗浄	11.88	5階
美術工芸室	弾性床	表面洗浄	114.08	5階
ラウンジ	弾性床	表面洗浄	49	6階
更衣室(男・女)	弾性床	表面洗浄	219.5	6階
脱衣室(男・女)	弾性床	表面洗浄	19.5	6階



\* 会議室等に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
フィットネススタジオ	弾性床	表面洗浄	173.51	6階
リラクゼーションルーム	弾性床	表面洗浄	63.91	6階

\* 事務室に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
青少年の家事務室	弾性床	表面洗浄	28	2階
保健所事務室	繊維床	洗浄	592.9	3階
中央健康福祉センター事務室	繊維床	洗浄	331	3階
保健所健診センター事務室	繊維床	洗浄	78.8	4階

\* 事務室に準じる

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
中央健康福祉センター母子保健事務室	繊維床	洗浄	30	4階
生涯学習センター事務室	繊維床	洗浄	116.55	4階
健康増進センター事務室	繊維床	洗浄	45.5	6階

\* 浴室

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
シャワー室	硬質床	表面洗浄	70.25	1階、6階
シャワー室前室	弾性床	表面洗浄	4.1	1階
サウナ室	硬質床	表面洗浄	16.1	6階
洗浄室	硬質床	表面洗浄	7	1階
ミストサウナ	硬質床	表面洗浄	10.5	6階

\* エレベーター

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
エレベーター	弾性床	表面洗浄	10.55	3基 (小2基、大1基)

\* その他

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
プール室	硬質床	表面洗浄	263	6階(プール・ジャグジー内を除く) プール循環系の溝及び排水溝の清掃含む プール室入口側排水溝含む

区分	面積(m <sup>2</sup> )	備考
弾性床計	5,174.87	
繊維床計	3,735.18	
硬質床計	933.65	

窓ガラス清掃

清掃場所	区分	項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
窓ガラス	ガラス	洗淨	2,207.88	エントランス吹抜部449.38m <sup>2</sup> を含む

小型給排気口清掃

清掃場所	区分	項目	面積	備考
給排気口	給排気ガラリ	洗淨		6階 57ヶ所 1～5階給気 490ヶ所

フィルター清掃

清掃場所	区分	項目	面積	備考
FCUフィルター	フィルター	除塵		235枚
パッケージエアコンフィルター	フィルター	除塵		23台

天井レンジフード清掃

清掃場所	区分	項目	面積	備考
第2栄養相談室	天井レンジ フード	洗淨		1ヶ所
調理実習室		洗淨		6ヶ所

照明器具清掃

清掃場所	区分	項目	面積	備考
会議室、学習室等	各種照明器具	洗淨		B2階～6階 3,399基

## ウェルシティ市民プラザ各施設開館時間、休館日等予定表

施設名	階	開館時間	休館日	備考
健康増進センター	6F	9:30～21:30	年末年始 ※令和3年4月1日から 令和4年3月31日までプ ール特定天井改修工事の ため休館	
保健所				
事務室等	3F	8:30～17:15	土、日曜日、祝日 年末年始	
保健所健診センター	4F	8:30～17:15		
健診センター事務室	4F	8:30～17:15		
第1栄養相談室	5F	8:30～17:15		
第2栄養相談室				
中央健康福祉センター				
事務室等	3F	8:30～17:15	土、日曜日、祝日 年末年始	
母子保健室	4F	8:30～17:15		
健康総務課、地域医療推進課	3F	8:30～17:15	土、日曜日、祝日、年末年始	
託児室	4F	9:00～17:00	年末年始	
生涯学習センター				
市民ホール	2F	9:00～22:00	年末年始	
事務室等	4F			
各学習室、調理実習室、和室 音楽室、美術工芸室、スタジオ	5F			
図書室	5F	8:30～17:15	年末年始	
逸見青少年の家	2F	9:00～21:00	月曜日、年末年始	休館日の遊戯 室については 午後使用可
駐車場	B2, B1 1F	7:30～22:30		
施設全体管理 中央監視室等 (警備、設備等)	1F	8:00～翌8:00 (警備は7:00～23:00)		

※ 年末年始とは、12月29日から翌年1月3日をいう。

# ウェルシティ市民プラザ 日常清掃作業報告書

令和 年 月 日 ( ) 曜日

総務課長	係長	担当者	監督員

区分	清掃場所	チェック	区分	清掃場所	チェック	区分	清掃場所	チェック
B1	EVホール		3階	EVホール		高層棟	通路(ラウンジ)	
	中央階段(H)			ホール・ロビー			男女トイレ(障害者)	
B2	EVホール		3階	中央階段(H)		高層棟	給湯室	
	中央階段H階段			通路			ゴミ置場	
1階	EVホール		3階	男女トイレ		5階	第1・2米養相談室	
	中央階段(H)			男女更衣室			調理実習室	
1階	中央監視室		3階	給湯室		低層棟	和室(廊下)	
	駐車管理入室			ゴミ置場			美術工芸室(炉室)	
1階	シャワー室(男女前室)		3階	会議室		5階	美術工芸準備室	
	洗浄室			所長室			EVホール	
1階	駐車場(外部・車路)		3階	情報管理室		5階	ホール・ロビー	
	駐輪場			第1研修室			通路	
1階	ゴミ集積場		3階	第2研修室		5階	中央階段(H)	
				第1~5相談室			第1学習室(A・B)	
2階	エントランスホール・風除室		4階	教材室		6階	第2学習室	
	EVホール			リハ・プレイ室			第3学習室	
2階	受付(控え室)		4階	通路		6階	図書室	
	サーバー室			男女更衣室			ミーティングルーム	
2階	市民ホール		4階	男女トイレ(障害者・幼児)		6階	大学習室	
	準備室			ゴミ置場			音楽室(前室・控室)	
2階	会議室		4階	給湯室		6階	通路(スロープ)	
	通路			情報コーナー			男女トイレ	
2階	男女トイレ(障害者)		4階	印刷室		6階	男女更衣室	
	中央階段(H)			ハコソ研修室(講師控室)			トレーニングルーム	
2階	エントランスホール		4階	託児室		6階	ゴミ置場	
	通路			EVホール			EVホール・ロビー)	
2階	体育室		4階	母子保健室内		6階	受付ロビー	
	リーススペース・談話コーナー			授乳室			ラウンジ	
2階	工作室		4階	健診センター内		6階	プール室内窓曇除去	
	学習室			歯科相談室			監視室	
2階	遊戯室		4階	オリエンテーション室		6階	ミストサウナ室	
	給湯室			問診コーナー			通路	
2階	男女トイレ(障害者)		4階	第1~4診察室		6階	スロープ(足洗い)	
				第1~4検査室			プール男女トイレ	
3階	通路		4階	予備室		6階	男子プール出入口	
	男女トイレ(障害者)			第1~3X線室			男子更衣室	
3階	給湯室		4階	X線操作室		6階	男子脱衣所	
	ゴミ置場			測定室			男子シャワー室	
3階	男子更衣室(シャワー室)		4階	採血室		6階	男子サウナ室	
	女子更衣室			男女トイレ			男子トイレ	
3階	会議室		4階	男女更衣室		6階	男子障害者トイレ	
	相談室			EVカゴ・内鏡・壁・扉			男子ロッカー	
3階	洗面室		4階	手摺・扉		6階	男子洗面台	
	作業室			トイレ内ハンドドライヤー			男子更衣室出入口	
3階	洗濯室		4階	金属(アルミ・ステン)		6階	女子プール出入口	
	愛らんど			フロアマット			女子更衣室	
3階			4階	カウンター		6階	女子脱衣所	
				什器類			女子シャワー室	
3階			4階			6階	女子サウナ室	
							女子トイレ	
3階			4階			6階	女子障害者トイレ	
							女子ロッカー	
3階			4階			6階	女子洗面台	
							女子更衣室出入口	

作業済(✓) 未作業(-) を記入する。

B1・B2									
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

1F(自動扉・EVホール・通路・男女トイレ・ハンドドライヤー・駐輪場・公用車駐車場)巡回点検									
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

2F(自動扉・エントランスホール・EVホール・トイレ・ハンドドライヤー・給湯室)巡回点検									
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

3F(EVホール・ホール・給湯室・更衣室・トイレ・ハンドドライヤー)巡回点検									
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

4F(EVホール・ホール・給湯室・更衣室・トイレ・ハンドドライヤー)巡回点検									
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

5F(EVホール・ラウンジ・給湯室・トイレ・ハンドドライヤー)巡回点検									
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

6F(更衣室・洗面台・トイレ・ハンドドライヤー・給湯室・スロープ)巡回点検									
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

各階衛生消耗品(トイレトーパー・水石鹼・ビニール袋)巡回点検									
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

<特記事項> サーバー室(毎月第1・第3月曜日清掃)									
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

責任者	朝	昼	夜	翌朝

# ウェルシティ市民プラザ 定期清掃作業報告書

令和 年 月 日 ( ) 曜日

1. 定期清掃作業内容 \_\_\_\_\_ ←下記の①～⑫を記入してください。

- ① 定期清掃（地下2階から5階）
- ② 定期清掃（東階段）
- ③ 定期清掃（6階）
- ④ 定期清掃（繊維床）
- ⑤ 窓ガラス清掃
- ⑥ FCUフィルター清掃
- ⑦ パッケージエアコンフィルター清掃
- ⑧ 天井レンジフード清掃
- ⑨ 小型吸排気口清掃（6階）
- ⑩ 小型吸排気口清掃（1階から5階）
- ⑪ 照明器具清掃
- ⑫ 床の剥離清掃

2. 作業時間 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ～ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_

3. 作業人数 \_\_\_\_\_ 名

<特記事項>

作業責任者

印

※裏面も記入してください。

### 定期清掃作業チェックリスト

区分	清掃場所	剥離	清掃	F	ガラス	照明	区分	清掃場所	剥離	清掃	F	ガラス	照明	区分	清掃場所	剥離	清掃	F	ガラス	照明	
B 1	EVホール						3 階	EVホール						高 層 棟	通路(ラウンジ)						
	中央階段(H)							ホール・ロビー							男女トイレ(障害者)						
B 2	EVホール						低 層 棟	中央階段(H)						5 階	給湯室						
1 階	エントランスホール・風除室							通路							第1・2栄養相談室						
	通路							男女トイレ							調理実習室						
	EVホール							男女更衣室							和室(廊下)						
	男女トイレ							給湯室							美術工芸室(炉室)						
	中央階段(H)							会議室							美術工芸準備室						
	中央監視室							所長室													
	駐車場管理人室							情報管理室													
	シャワー室(男女前室)							第1研修室													
	洗浄室							第2研修室													
								第1~5相談室													
								リハ・プレイ室													
高 層 棟	エントランスホール・風除室							高 層 棟	通路							ド ラ イ ゾ ン	EVホール				
	EVホール						男女更衣室							ホール・ロビー							
	受付(控室)						男女トイレ(障害者:幼児)							通路							
	サーバー室						給湯室							中央階段(H)							
	市民ホール						情報コーナー							第1学習室(A・B)							
	準備室						印刷室							第2学習室							
	会議室						パソコン研修室(講師控室)							第3学習室							
	通路						託児室							図書室							
	男女トイレ(障害者)													ミーティングルーム							
	中央階段(H)													大学習室							
														音楽室(前室・控室)							
2 階	エントランスホール						4 階	EVホール						6 階	通路						
	通路							ホール・ロビー							男女トイレ						
	体育室							中央階段(H)							男女更衣室						
	フリースペース・談話コーナー							母子保健室							トレーニングルーム						
	工作室							栄養室							フィットネススタジオ						
	学習室							診察室							リラクゼーションルーム						
	遊戯室							心理相談室													
	給湯室							問診コーナー													
	男女トイレ(障害者)							観察室													
								授乳室													
								歯科相談室													
高 層 棟	通路						低 層 棟	オリエンテーション室						ウ ェ ッ ト ゾ ン	EVホール・ロビー						
	男女トイレ(障害者)							問診コーナー							受付ロビー						
	給湯室							第1~4診察室							ラウンジ						
	男子更衣室(シャワー室)							第1~4検査室							監視室						
	女子更衣室							予備室							ミストサウナ室						
	会議室							第1~3X線室							通路						
	相談室							X線操作室							スロープ(足洗い)						
	洗面室							測定室							プール男女トイレ						
	作業室							採血室							男子プール出入口						
	洗濯室							男女トイレ							男子更衣室						
	愛らんど							男女更衣室							男子脱衣所						
												男子シャワー室									
												男子トイレ									
												男子障害者トイレ									
												男子ロッカー									
												男子洗面台									
												男子更衣室出入口									
												女子プール出入口									
												女子更衣室									
												女子脱衣所									
												女子シャワー室									
												女子トイレ									
												女子障害者トイレ									
												女子ロッカー									
												女子更衣室出入口									

作業済み(シ)を記入する。  
 剥離：剥離作業有の場合  
 清掃：床清掃作業有の場合  
 F：フィルター・レンジフード等の作業有の場合